

国立大学法人北海道国立大学機構

男性労働者の育児休業等の取得割合の公表について（令和7年4月1日現在）

育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）及び育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号）に基づき，公表日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）における男性労働者の育児休業等取得率について，次のとおり公表します。

男性労働者の育児休業等と育児目的休暇の取得割合 （令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）	0%
--	----